情報通信行政·郵政行政審議会 郵政行政分科会(第31回)議事録

第1 開催日時及び場所

平成25年11月12日(火)9:58~10:28 於、第1特別会議室(8階)

第2 出席した委員(敬称略)

樋口 清秀(分科会長)、清野 幾久子(分科会長代理)、篠崎 悦子、菅 美千世、 多賀谷 一照、二村 真理子

(以上6名)

第3 出席した関係職員等

今林 顯一(郵政行政部長)、椿 泰文(郵政行政部企画課長)、 岡崎 毅(郵便課長)、三浦 文敬(信書便事業課長)、 神田 剛(情報流通行政局総務課課長補佐)(事務局)

第4 議題

諮問事項

郵便法施行規則及び民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則の一部を改正 する省令案【諮問第1090号】 ○樋口分科会長 皆さん、おはようございます。ただいまから情報通信行政・郵政行政 審議会郵政行政分科会を開催いたします。

本日は、委員9名中6名が出席されておりますので、定数を満たしております。

それでは、お手元の議事次第に従いまして、議事を進めてまいります。なお、本日、 郵政行政分科会では会議用タブレット端末をお手元にお届けして、試験的に活用させて いただきたいと考えておりますので、そちらのほうのご利用もよろしくお願いします。

本日の案件は、諮問事項1件でございます。

それでは、諮問第1090号「郵便法施行規則及び民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則の一部を改正する省令案」について、総務省から説明をお願いいたします。

○岡崎郵便課長 おはようございます。お忙しいところお集まりいただいてありがとう ございます。本日は資料のほうが結構大部になっておりますけれども、簡単にわかりや すくご説明したいと思いますので、よろしくお願いします。

まず、おめくりいただいて1枚目ですけれども、今、座長のほうからお話がありましたこの諮問の内容ですけれども、来年の4月1日から消費税が5%から8%に引き上げられます。今、郵便料金は切手自体には消費税はかからないのですけれども、切手を使う際の郵便料金の中に消費税が5%分含まれているということになっております。

この郵便料金のほとんどが届出認可料金なのですけれども、その前提として、今、80円の封書の料金が上限料金ということで法律に定められておりまして、省令で80円と定められております。その省令について、消費税率の引上げを反映して改正することとしたい、ついてはこの郵便法第73条第2号、それから民間事業者による信書の送達に関する法律第37条第1号というのは、これは現在、参入がありませんけれども、一般信書便事業者が仮に参入してサービスをするとしたときの、同じような封書の上限料金を定めている省令なのですけれども、これについて改正をすることとしたいので、これら2号に基づき諮問をするということでご審議をお願いしているものです。

ページをめくっていただきますと、今お話ししましたように、2ページのところで改正の背景ということで、1のところですけれども、消費税が5%から8%に上がります。それを受けて政府のほうで方針が出ておりまして、基本的には粛々と消費税を転嫁していくということになっております。これを日本郵便においてみますと、税負担増加額は約380億円になりますので、これを会社が営業利益の中に飲み込むということはできませんので、政府の方針に従って粛々と適正に転嫁できるように、総務省としては準備する必要があるということです。

それで、郵便料金の改定ですが、ちょっと先ほどちらっと申し上げましたけれども、 封書とはがきですね、第一種、第二種については届出制になっています。第三種と第四 種は認可制となっておりますので、今現在、調整中かとは思いますけれども、日程がう まく回りますれば次回の分科会で諮問させていただければと思っていますが、そのとき に諮問させていただく三種、四種の料金となっております。

その前提といたしまして、第一種郵便物のうちの25グラム以下の定形郵便物、いわ

ゆる一番軽い封書ですね、これが上限料金で80円というふうに定まっております。これを転嫁できるように、2の改正の概要ですけれども、80円を82円と引き上げたいと考えております。これ、単純に消費税を引き上げますと105分の108ですので端数が出ます。端数が出ますけれども、これは切り下げるということで82円ということでどうかと考えております。

民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則の改正ということで、ほぼ同じ条 文ですけれども、こちらのほうもあわせて80円を82円にする。 施行期日は消費税 率の引き上げに合わせて来年の4月1日としたいと、こういう内容でございます。

こういった内容ですけれども、この内容が正しいのか正しくないのかということにつきまして、少し資料を準備しておりますので説明させていただきます。

まず4ページですけれども、先ほどの政府の基本方針はどうなっているかと。消費税率引き上げに伴う公共料金等の改定についてということで、政府の中に物価担当官会議というのがございまして、そこで申合せがされております。そこで、1番ですけれども、こちらで、「消費税率の引上げに伴い公共料金等の改定申請がなされる場合には、税負担の円滑かつ適正な転嫁を基本として対処する」と、こういうふうになっておりますので、その前提としまして総務省の郵便料金の場合は上限価格を定めております省令を改正して引き上げる必要がありますので、この方針に基本的に合っているということになっております。

それから、線が引いておりませんけれども、3ですね。端数が出た場合の処理です。3のところの端数処理ですけれども、端数処理は合理的かつ明確な方法と、通常考えますと、四捨五入で切りのいいところにという意味だと思います。それで、全体として合理的な限度を超えない範囲で調整するというふうになっております。この合理的な範囲内というのは、基本的には全体として見ると105分の108を超えないようにということですけれども、今回は上限料金を変えるだけですので、こういった認可申請のときとは違ってこういったことまでは立ち入りませんけれども、少なくともこの方針に照らしますと、今回は80円を82円に上げて端数を、後で数字はお見せしますけれども、切り下げということですので、この2つの方針に合致しておると考えております。

その次のページです。 5ページはご参考ですけれども、今現在、郵便料金の料金規制はどのようになっておるかということで、この審議会でもご審議いただくわけですけれども、一種、二種については届出制です。ですので、この審議会に基本的にはご報告して、何か特に問題がない限りはそのままになります。

一方、三種、四種は特に安い料金ですので、認可申請をいただいて、この審議会でご 審議いただいて、基本的に合理的である、問題がないということをご確認いただいて、 そういった答申が出ましたら認可するというふうな手続になります。

それでは、ちょっとこれは余談のようなものですけれども、実際に定形郵便物といった今回定める郵便物の大きさですが、どのくらいのものかといいますと、最小と最大が決まっております。今、6ページになりますけれども、多分、皆さんの通常のご感覚よりもちょっと大きいところまであると思うんです。普通は幅が最小ぐらいで長さが最大のものが割と売られているもののような感じがいたしますけれども、実はちょっと大きいです。最大のところまで定形郵便物で処理できるようになっています。

それから次の7ページですけれども、主な郵便料金の推移ということです。実は、今回80円を、仮にですけれども、省令が82円に上がりまして、その82円の上限どおり届出料金がなされるとすると、平成6年以来の、実に十数年ぶりの値上げということになります。実は、平成9年に消費税が3%から5%に上がっておりますが、このときは消費税を転嫁しておりません。といいますのは、平成元年と6年のところを見ていただくとお分かりいただけますが、元年の消費税3%はきちっと転嫁したんですが、6年のときに大幅値上げをしました。詳細な数字は省きますけれども、この平成6年の値上げによって平成9年の段階ではまだ多少黒字でしたし、累積黒字がございましたので、この段階で税金を転嫁するということは理解を得られないのではないかということで見送ったという経緯がございます。

今回は当時と違いまして、ずっと据え置いていまして、後で見ますように郵便料金の収支もとんとんというか、ぎりぎりでございますので、政府方針どおり転嫁できるように省令を変えていきたいと考えております。

次のページに行かせていただきますと、この辺は何度もご説明しておりますけれども、 郵便物は右肩下がりで大体平均毎年3%、ならすと下がっております。その結果、次の 9ページの郵便料金の収支は黒字を何とか保っておりますけれども、ずっと減収です。 縮小均衡の状態です。利益の幅もぎりぎりでございます。したがって、前回のように吸 収するというのは難しい、経営的に厳しいという状況にあります。

それから、10ページも表ではなくて具体的な数字であらわしたものです。基本的にはもうぎりぎりという内容です。ちなみに、上のところで平成20年から23年度まで、会社として当期純利益が赤字になっておりますけれども、これは郵便自体が黒字ですが、小包など会社として全体を見ると、ということになっております。

それから今回、次のページですね、11ページですけれども、主な郵便料金ということで、一番上の80円のところが単純にしますと82.29円、82.3円ぐらい、これを切り捨てることになりますけれども、ほかの料金がどうなっておりますかといいますと、90円からずっとこういうふうに三種まで数字が出ております。四種は無料もありますのでここに挙げておりません。かなり複雑になりますので省いておりますけれども、一種、二種、三種は大体こういうふうな料金になっております。三種は特に安いですね。これを単純に105分の108にしますと、一番右側のような数になるわけですけれども、見ておわかりになるとおり端数が出ておりますので、これは何らかの端数調整が必要で、全体として端数を調整して四捨五入したりして、とんとんと、とんとんというのは全体として105分の108になるような料金にして届出申請がされるであろうと我々は理解しております。

主な郵便料金、四種、特殊出ていますが、これはほとんど代表的なもので実際はもの すごく複雑です。

それからその次のページ、13ページです。現在発行されている切手の種類がここにあるとおりです。したがって、例えば82円の切手というものは発行されておりません。あるいは現行持っております80円切手を使おうと思うと、2円の切手を貼るのが一番簡単ですけれども、今、2円の切手が発行されておりません。1円切手を2枚貼らなければいけないので、ちょっとこれでは不便があるということで、発行される切手も見直

されることになります。したがいまして、次回の審議会では、政府内の手続が間に合いますれば次回の審議会でも、この点についての業務規定も認可申請をいただき、諮問にかけられればと期待しております。

その次、14ページです。これは実際には省令はどのようになるかということで、一般の方というか、役所の中でも私のように内閣法制局にいたという人には見なれているのですけれども、普通の人はあまりこういうものは見ないのですが、役所の改める文という条文が、これが正式の官報に載る条文ですので14ページに載せております。これが第1条で、23条中「80円」を「82円」に改めるというのが今回の省令の内容です。これが諮問されておりますけれども、これだけではわかりにくいです。その次の17ページを見ていただきますと、その結果、実際にはどうなるのかというのが新旧という形でわかりやすく出ておりまして、要は、下が現行です。現在、80円が上限料金になっておるのが82円になります。これは右側が郵便で左側が信書便ですね、それが上がるということになっております。

最後になりましたけれども、これは18ページからですが、10月5日から11月5日までパブリックコメントをかけております。ホームページでも発表しまして意見を募りました。その結果ですけれども、9件来ております。全部個人の方で、明らかに賛成なのは最初の2件ですけれども、それ以降は基本的に反対とか、一部反対というような内容でございます。ただ、3、4については単純に反対ということですので、今回は政府の方針もありますし、郵便会社の経営状況も考えますと、それについてはご理解いただきたいということでご回答しようかと考えておりますし、端数の件についても、あまりにも10円単位で上げたりすると逆に値上がり幅が大きくなりますので、そこはご理解いただきたいということも書いてございます。

それから、7番などは1円切手を貼ると大変だというようなお話もありますので、今回、値上がりの幅に応じた切手を新たに発行してそういうものに対処するようにということで要望は伝えたいと考えております。

それから8番です。これはよくある誤解ですけれども、確かに消費税法では郵便切手に関しては買うときには税金がかからないことになっております。というのは、郵便切手は取扱いが金券というものになっておりまして、それ自体はサービスではないという理解になっておりますので、消費税がかからない。そのかわり、金券を使って郵便役務、要は郵便物を出すときに消費税がかかりまして、郵便料金の80円とか50円の中に入っております。そういった誤解があるのでこういうご意見が出てしまうのですが、そこはご説明してご理解いただきたいというふうにしています。

それから、9番は一般的なご意見ですけれども、今回の料金とは違うので割愛させていただきました。以上ご説明しましたように、今回の省令の改正案の内容、それから改正をする理由、それに対するパブリックコメントの内容をご説明させていただきまして、以上ご審議いただいて今回の省令改正が合理的なものかどうかご審議いただければと思います。よろしくお願いいたします。

○樋口分科会長 ありがとうございました。ただいまの説明につきまして、ご意見、ご 質問はございませんでしょうか。では、菅委員。

○菅委員 政府は8%とおっしゃっていますけれども、やがて10%になるというのは

近い将来の話みたいに聞こえてくるのですが、8%から10%になったときにこれでいいのか。切り捨ててしまっていいのかとか、そこら辺は試算していただいているでしょうか。

○岡崎郵便課長 まずご回答しますと、8%から10%に上がりますと、今回よりも上がり幅は小さいですけれども、それでも数百億の影響が出ますので、多分また値上げをしなければいけないということになると思います。ただ、今は日本郵便は試算をしておりません。というのは、今回の値上げで郵便の利用動向等が多少変わる可能性がありますので、それを踏まえて試算をしないと、今の段階から試算をしてもちょっと正確性に欠ける面もあるかと思われます。

あともう一つは、ちょっと巷間でうわさされているのは、10%にほんとうに上がるのかみたいなものもございますので、とりあえず今、日本郵便から私どもが聞いているところでは、10%になったら上げざるを得ないが、そのための試算はまだしていないというか、できないというふうに聞いております。

- ○菅委員はい、わかりました。ありがとうございます。
- ○樋口分科会長 そのほかにご意見、ご質問ございませんでしょうか。 では、二村委員。
- ○二村委員 全く本質ではないかもしれないのですけれども、先ほど切手の話が出ていたんですが、この切手の発行というものはこちらの監督官庁の何らかの許認可などの、そういうものが必要なのでしょうか。
- ○岡崎郵便課長 今回とは関係ありませんけれども、それは非常に重要なご質問でして、多分、次回ご説明させていただくことになるかと思いますけれども、郵便切手というのは日本の法律の中では貨幣、印紙、切手が金券として非常に重要なもの、紙幣は紙幣ですけれども、印紙、切手は金券ということで、通常は有価証券の場合、偽造までしか守られないのですが、模造といってかなり、偽造までいかなくて、誰が見てもにせものとわかるものでも刑罰の対象になるということで、守られているものでございますので、その発行の権限が郵便法によって会社に与えられています。その際に、会社に与えられている権限がきちっと適切になるように、会社は業務管理規定の中で切手の発行の種類とか方法についてきちっと定めて総務大臣の認可を得るということになっておりまして、その認可を得る際にこの審議会にご審議いただいて、その内容が適切なものであるというご答申をいただければスムーズにいきますけれども、ご意見をいただくというシステムになっておりまして、そういう意味で、発行の主体は法律で会社になっているのですけれども、その発行の主体がきちっとやるようにということのチェックをする機能が総務省と審議会のほうに法律で与えられております。
- ○二村委員 すみません、もう1点よろしいですか。
- ○樋口分科会長 どうぞ。
- ○二村委員 そうしますと、次回という話ではあるのですけれども、要は郵便会社、事業会社の要望などは申請があってこちらでお考えになるのでしょうか。あちらの会社としても自分の会社で、もちろん郵便法によってコントロールされている会社ではありますけれども、やはり事業努力によってこういうようなものを売り出したいという希望があるのではないかと思うのです。例えば2円切手じゃなくて82円切手を出したいんだ

というようなことです。彼らが意思決定にかかわれる部分というのはあるんでしょうか。 〇岡崎郵便課長 まさにおっしゃるとおりでございまして、多分次回、三種、四種の認 可料金をするときと、それから一種、二種の届出をするときにあわせてその料金、今回 ですと82円とか、ほかの料金も多少変わりますから、今、丸まっている料金が上がっ た部分についてぴたっと合うような切手を作ったり、あるいはその結果、現在は発行し ておりますけれどもこれからはほとんど使われなくなる切手が出ると想定されます。そ ういった金額の切手はこれから発行しないといったようなことを定めた業務管理規定を 会社の発意で認可申請してきまして、それを我々がチェックして、よければ認可をする と、我々というか、大臣なのですけれども、大臣が認可をするというふうに法律がつく られております。

- ○二村委員 なるほど、ありがとうございました。
- ○樋口分科会長 よろしいですか。そのほかにご質問、ご意見ございませんか。
- ○多賀谷委員 省令で改正するのは、この定形の80円から82円、それ以外の料金はどういう形で、郵便会社のほうが決めて発表するという形になるのですか。
- ○岡崎郵便課長 ちょっと簡単にご説明したのでわかりにくかったかと思いまして、すみませんでした。ページでいいますと、ずっと戻っていただいて……。
- ○多賀谷委員 どこかに、「超えない額とすること」というのがありましたよね。
- ○岡崎郵便課長 5ページですね。5ページを見ていただきますと、郵便料金の改定手続・適合条件、これは総務省の側から制度の説明という形で書いておりますのでちょっとわかりにくいかと思いますけれども、いわゆる第一種郵便物、封書ですね、それから第二種郵便物、はがきですね、これは、一番安いのが82円というのを上限にして、それはそれよりは安く、はがきはそれよりも安くということが法律で決まっておりまして、その範囲内で届出をすることになっております。届出をされたものは、基本的には余程おかしいということがなければそのまま正式の料金になります。ですから我々としては、届出があったときには一応この審議会にご報告させていただいて、特に問題がなければそのまま実行に移されます。

一方、三種と四種ですね、この定期刊行物や通信教育等は非常に安い料金です。これも会社の発意で幾ら上げるとか上げないとか決めた上で認可申請をしてきまして、認可申請ですので会社が料金表とか理由とかをいろいろ作ってくるわけですけれども、それをこの審議会でご説明しまして、これも特に問題がないということでございますればご答申をいただいて大臣が認可するという形になります。

- ○樋口分科会長 よろしいですか。
- ○多賀谷委員 はい。
- ○樋口分科会長 そのほかにございませんか。よろしいでしょうか。

ご意見ございませんようですので、諮問第1090号につきましては、諮問のとおり 省令を改正することが適当である旨、答申することにしてはいかがかと思いますが、よ ろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○樋口分科会長 それでは、そのように答申することといたします。

以上で、用意された審議は終了しましたけれども、この際、皆様から何かご意見とか、

ほかに何か省にお聞きしたいことがあればこの際と思いますが、いかがでしょうか。どうぞ。

○二村委員 変なご質問で申しわけないのですけれども、こちらのiPadの5ページを拝見しますと、これは第二種郵便物のところの……、じゃなくて、第一種も第二種もそうなのですけれども、すみません、では第一種のほうでいきますと、「郵便書簡の料金の額が定形郵便物の料金の額のうち最も低いものより低いものであること」という、この文章が、これはどう理解すればよろしいんでしょうか。

〇岡崎郵便課長 これは、定形郵便物は25グラム以下が、それは料金表を見ながらご説明いたします。11ページを見ていただくと、定形郵便物の料金が2種類ございまして、25グラムまでと50グラムまでが定形郵便物です。ですから、80円と90円の 2種類ございます。定形郵便物の低いものなので80円ですね。この80円よりも、この一種の一番下にあります郵便書簡が安ければいいと。極端な話をすると79円でも問題ありません。ですけれども、今は60円でやっております。省令がお役所言葉で非常にわかりにくくて申しわけないのですけれども、意味としてはそういうことでございます。

- ○二村委員 わかりました、ありがとうございます。
- ○樋口分科会長 よろしいですか。

事務局から何かございますか。よろしいですか。

それでは、本日の会議を終了いたします。

○岡崎郵便課長 すみません、失礼いたします。事務局というか、次回の日程のほうで 今、調整をさせていただいていると思いますけれども、ご報告をしなければいけないこ とがございまして、今、来月12月6日ということでお願いを差し上げている件ですけ れども、実はこの12月6日に先ほど言った認可申請について審議する前提としまして、 今回の省令がそれまでに公布されて認可申請が来ることが必要です。ところが、この省 令を公布するためには物価問題に関する関係閣僚会議というものの了承を得る必要がご ざいまして、この審議会で了承していただきましたが、さらに物価問題に関する関係閣 僚会議でも了承いただけましたらこの省令が公布できますけれども、その物価閣僚会議 の日程が今のところ間に合うように設定されています。が、閣議については我々が簡単 にできませんで、万が一何か突発事故があってそれがずれ込んでしまいますと、次回ま でに省令改正ができないという、いかんともしがたい状態が起こる可能性がございます。 その際は、内容についてはその時点でわかっておるところをご説明させていただきます けれども、正式の審議ということにならなくて、実際の答申は持ち回りという形でお願 いして、もちろん審議自体はその日でいいのですけれども、手続上、どうしてもそうい う事情が生じるかもしれませんので、万が一そういうことになったときにはぜひご理解 をいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

○樋口分科会長 ご了承、よろしくお願いいたします。

それでは、本日の会議を終了いたします。

次回につきましては、今、岡崎課長が言われましたように12月6日ということが一 応、予定としては入っておりますが、審議内容につきましても、今の課長の説明のとお りでございまして、そのあたりをご了承の上、日程調整のほどよろしくお願いします。 以上で閉会いたします。本日はどうもありがとうございました。

閉 会